

介護保険はみんなで支えあう制度です

保険料は納期限内に納めましょう！



65歳以上の人の介護保険料の納め方は2種類に分かれます。

◎特別徴収（年金天引き）

○年金が年額18万円以上の人

◎普通徴収（納付書または口座振替）

○年度の途中で65歳になった人、転入された人

○収入申告のやり直しなどで、保険料額が変更となった人

○年金を受給されていない人、または

年金が年額18万円未満の人等

※納付書の場合は、毎月金融機関で納付していただきます。（コンビニでは納付できません）

口座振替にすれば金融機関へ出向く手間も省け、納め忘れもなくなります。

保険料を滞納すると介護サービスを利用された際の負担割合が3割に引き上げられるなどの給付制限を受けることとなります。

▼問い合わせ

福祉課 地域包括支援係
佐賀中部広域連合 業務課
☎75-16033
☎40-11135

Information 健康増進課

平成27年度

佐賀県がん患者・家族集いの会

■日時 11月28日(土) 13時～16時

■会場 神崎市保健センター

神崎市神崎町田道ケ里2404番地

国道34号線沿い

■対象 がん患者またはその家族30人（受付順）

■内容 13時～14時 大森 武志先生
（佐賀県教育庁文化財課）

「勾玉づくり」タオル、エプロン、飲み物をお持ちください。

■参加料 一人 300円

14時～16時 親睦交流会

▼問い合わせ

健康増進課 健康増進係
☎75-13355

※佐賀県総合保健協会から会場まで、車による送迎を行います。

会場までの交通手段がない人はご相談ください。

■申込方法 住所・氏名・電話番号・家族同伴の有無を電話でご連絡ください。

電話受付（毎週月・水・金のみ 10時～13時 14時～16時）

公益財団法人 佐賀県総合保健協会
☎27-4666

佐賀市天神1丁目4番15号

■申込期限 11月20日(金)

改定しました 佐賀県最低賃金

平成27年10月4日から

1時間 **694円** (改定前678円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当および時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、平成27年10月4日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金694円が適用されます。

▼問い合わせ

佐賀労働局賃金室
☎32-7179

国税庁

「税務調査・徴収の仕事」

動画で配信中!

税金の滞納は 見逃さない!

税の役割と税務署の仕事

税を考える週間

平成27年11月11日(水)～17日(火)

高仁会 (中多久病院・多久いこいの里)

第17回 文化祭

(テーマ:認知症)

日時 11月14日(土) 13:00～16:00

場所 多久いこいの里 ケアセンター3階

電話 (0952)75-4141 (担当:地域連携室)